

第10章 運営・体制の整備

1. 方向性

史跡飯盛城跡の保存と活用を推進していくために、管理団体である大東市・四條畷市が中核となり、地権者・地域住民・活動団体・研究教育機関・庁内関係部局等との連携・協力を強化し、日常管理等や災害時といった保存管理での運営・体制、史跡の価値の普及や観光活用等の活用での運営・体制の構築を進める。

2. 方法

大東市・四條畷市が管理団体として中核となり、地権者・地域住民・活動団体・研究教育機関・庁内関係部局等との連携体制を構築する。保存・活用の推進にあたっては専門職員を配置して、必要に応じて、文化庁及び大阪府教育庁文化財保護課の指導・助言を受ける。

(1) 保存管理(日常管理等)のための運営・体制

- ・保存管理(日常管理等)にあたっては、管理団体として大東市・四條畷市の文化財担当部局が主体となる。民有地内での整備を伴う事業実施にあたっては、土地所有者・権利関係者の同意を得たうえで実施する。
- ・指定地内の土地所有者・権利関係者に対しては、本計画で定める現状変更等取扱い基準等を順守した適切な維持管理を求める。
- ・草刈りや清掃等の日常の維持管理については、市民活動団体等の協力を得る。
- ・調査研究や保存管理について、必要に応じて、有識者(専門委員会等)や文化庁、大阪府教育庁文化財保護課に相談し、技術的な助言等を受ける。また、保存管理に関する現状等を報告する場として、飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会を継続的に開催する。
- ・国定公園の管理及び治山施設の整備・管理については大阪府環境農林水産部、砂防施設の整備等については大阪府都市整備部と連携し、整備事業等の情報共有を行う。

(2) 保存管理(災害対応)のための運営・体制

- ・被害状況の確認は、大東市・四條畷市の文化財担当部局が行う。き損届は、大阪府教育庁文化財保護課を通じて、文化庁へ提出する。
- ・応急措置及び復旧整備は、大東市・四條畷市の文化財担当部局が、土地所有者・権利関係者の同意を得て実施する。
- ・復旧手法等について、必要に応じて、有識者(専門委員会等)や文化庁、大阪府教育庁文化財保護課に相談し、技術的な助言等を受ける。

(3) 活用のための運営・体制

- ・基本的な考え方として、多様な主体による取り組みと連携体制の構築によって、飯盛城跡の活用を促進する。
- ・飯盛城跡に関連する資料類の展示や解説等は、大東市・四條畷市の文化財担当部局が主体とな

- って、両市の歴史民俗資料館や大東市立野外活動センター、大東市立野崎まいり公園等で行う。
- ・ 史跡指定地外(関連地)や史跡指定地外(周辺区域)の活用は、大東市・四條畷市の文化財担当部局が、各文化財等の所有者・管理者の協力を得て実施する。
 - ・ 飯盛城跡の価値や魅力についての情報発信・普及啓発は、大東市・四條畷市の文化財担当部局や観光振興部局、シティプロモーション担当部局、民間団体等多様な主体・連携によって実施する。
 - ・ 学校教育での受け入れ等の教育的活用は、大東市・四條畷市の文化財担当部局や学校教育担当部局の連携によって実施する。
 - ・ 市民講座等の社会教育での活用は、大東市・四條畷市の文化財担当部局や社会教育担当部局の連携によって実施する。
 - ・ 飯盛城跡や三好長慶をはじめとする歴代城主の歴史ストーリーの観光活用は、大東市・四條畷市の文化財担当部局や観光振興担当部局、シティプロモーション担当部局、民間団体等多様な主体・連携によって実施する。また、三好長慶関係自治体との連携によって広域的展開を図る。
 - ・ 飯盛城跡や三好長慶をはじめとする歴代城主の歴史ストーリーの地域のまちづくり資源での活用は、地域住民や市民活動団体等の主体・連携によって実施する。
 - ・ 飯盛山のハイキング利用促進は、大東市・四條畷市の山林関連部局や観光部局、民間団体等の主体・連携によって実施する。